

京都市交通局管理規程第22号

京都市交通局運転関係従事員の研修並びに適性検査に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成24年3月30日

京都市公営企業管理者

交通局長 葛西 宗久

京都市交通局運転関係従事員の研修並びに適性検査に関する規程の一部を改正する規程

京都市交通局運転関係従事員の研修並びに適性検査に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「及び車掌」を削る。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部総務課)